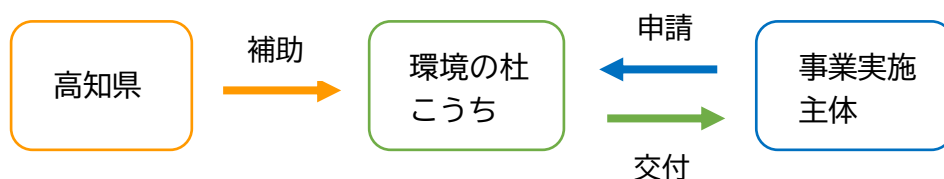


## 事業の概要

特定非営利活動法人環境の杜こうちは、高知県からの補助を受けて、「高知県環境基本計画第五次計画」（令和3年4月策定。）を効果的に実行するため、高知県の環境政策と連携した取組を総合的に支援することを目的として実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で「特定非営利活動法人環境の杜こうち豊かな環境づくり総合支援事業費補助金」（以下「補助金」）を交付します。



## 対象となる事業

「高知県環境基本計画第五次計画」の方向性に沿った、県内で行う取組であり、次の3つの基本戦略のいずれかに資する事業が対象となります。

- (1) 地球温暖化への対策 (2) 循環型社会への取組 (3) 自然環境を守る取組

## 応募の要件

補助金の交付の対象となる団体は、次の条件をすべて満たす団体です。

- (1) 高知県内に事務局等を置く法人もしくは任意団体
- (2) 環境基本計画を効果的に実行する事業を、高知県内で実施可能であること
- (3) 責任能力のある者が中心となって構成された団体等であり、任意団体にあっては会規約等が定められ、継続的な活動が行われていること。
- (4) 当該補助対象事業において、営利を追求しないこと。
- (5) 明朗な会計、経理を実施、報告できること。
- (6) 政治団体、または宗教団体でないこと。
- (7) 事業実施の公表に異議がないこと。
- (8) 暴力団等、交付要綱第7条6項に該当する団体でないこと。

## 募集期間

令和8年4月3日（金）～令和8年5月11日（月）必着

※持参の場合は、17時まで

交付決定額の総額が予算上限に達した場合、二次募集は実施しません。令和6年度、令和7年度ともに、二次募集はありませんでした。

## 事業の要件

この補助金は、事業の内容（ハード事業・ソフト事業）と事業を実施する団体（「事業実施主体」といいます）の種類によって、3つに分かれています。詳しくは、事業別の案内をよくご覧になってください。

	一般事業	ステップアップ事業
		ジュニア枠
対象事業	<b>ハード事業</b> ソフト事業	ソフト事業
事業実施主体（事業を実施する団体）	（共通） ①公益社団法人または公益財団法人 ②県内で特定非営利活動を行う特定非営利活動法人 ③地球温暖化防止県民会議の会員（市町村を除く。以下「会員」という。）または会員が代表構成員となる実行委員会が事業主体となり、高知県地球温暖化防止県民会議幹事会において適当であると認められた事業を行うもの ④地域の多様な主体から構成された協議会 ⑤非営利の任意団体で規約等が定められており、継続的な活動が行われている団体または構成員が継続的に行っている活動を引き継いで設立された団体 （ステップアップ事業のみ） ⑥規約等が定められている任意団体	
		以下の条件を全て満たしている団体や学内のクラブ活動等 ①高知県内に居住または通学・通勤している6歳以上18歳以下の子どもが3人以上いること ②活動内容に対する指導や助言、関係法令の確認などのサポートや、活動経費に関して適正な会計事務を行う20歳以上の大人がいること

## 補助金額

補助金額は、事業によって異なります。補助率はすべて定額です。

事業区分	補助金額	補助率
一般事業	10万円以上50万円以下	定額 10/10
ステップアップ事業（ジュニア枠を除く）	20万円以下	
ステップアップ事業（ジュニア枠）	10万円以下	

## 事業の実施期間

交付決定日～令和9年2月19日（金）

## 審査方法

補助事業を採択する審査は、審査会で行います。

一般事業は、申請者による事業説明・質疑応答を行います。

ステップアップ事業は、提出された書類による書面審査で行います。

**一般事業に申請する団体は、審査会への出席が必要です。**

事業区分	審査方法
一般事業	審査会（申請者による事業説明・質疑応答）
ステップアップ事業	書面審査

審査会は、令和8年5月19日（火） 高知市で開催します。

審査時間は、申請団体ごとにお知らせします。

○開催場所 こうち男女共同参画センター「ソーレ」 5階視聴覚室  
（高知市旭町3丁目115番地）

## 事業の全体の流れ

### 申請準備

目的や実施内容を団体で話し合い、関係機関との調整のうえ、具体的な計画を立ててください。

### 申請書提出 (令和8年4月3日 ~5月11日)

「交付申請書」を作成し、関係書類を添えてメール、郵送、持参のいずれかで提出してください。※一部、**原本の提出が必要な書類があります。**

### 審査会 (令和8年5月19日)

審査会にて、審査を行います。**一般事業に申請した団体は、審査会への出席が必要**です。審査の結果は、速やかに申請団体に連絡をします。**年度予算（350万円）を超える事業が採択された場合、希望通りの額が交付決定されない場合があります。**

### 交付決定通知

事業が採択されると、「交付決定通知」が届きます。注意事項をよく読んで事業の準備を始めてください。

経費が補助対象となるのは、交付決定日以降です（**決定日以前の領収書は無効**なので、注意してください）。

### 概算払い請求 (必要があれば随時)

期間中、補助金の一部を概算払い（前払い）することができます。金額は、交付決定額の7割までです。希望する場合は、「概算払請求書（様式5）」を作成し、郵送または持参で提出してください。

